

熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）</p> <p>第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）</p> <p>第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）</p> <p>第5章 コミュニティ活動（第32条—第34条）</p> <p>第6章 区におけるまちづくり（第35条・第36条）</p> <p>第7章 住民投票（第37条・第38条）</p> <p>第8章 国、他の地方公共団体等との連携（第39条）</p> <p>第9章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第40条—第42条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第33条まで 略</p> <p>（地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携）</p> <p>第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。</p> <p>2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）</p> <p>第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）</p> <p>第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）</p> <p>第5章 コミュニティ活動（第32条・第33条）</p> <p>【新規】</p> <p>第6章 住民投票（第34条・第35条）</p> <p>第7章 国、他の地方公共団体等との連携（第36条）</p> <p>第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第37条—第39条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第33条まで 略</p> <p>【新規】</p>

第6章 区におけるまちづくり

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、
区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進しま
す。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、
区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わ
る市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2) 地域における課題を的確に把握すること。

(3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めるこ
と。

(4) 地域における多様な主体と連携すること。

(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な
組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

第6章 住民投票

(住民投票)

第37条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握す
るため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施する

【新規】

【新規】

【新規】

第6章 住民投票

(住民投票)

第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握す
るため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施する

ことができます。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

第38条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

- 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

第7章 国、他の地方公共団体等との連携

第39条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

- 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。

- 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

(自治推進委員会)

第40条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実

ことができます。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

- 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

第7章 国、他の地方公共団体等との連携

第36条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

- 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。

- 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

(自治推進委員会)

第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実

現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。
- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（最高規範性）

第41条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

- 2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

（条例の見直し）

第42条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。
- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（最高規範性）

第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

- 2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

（条例の見直し）

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。